



平成22年7月31日現在
火災・救急件数

火災	1件(11件)
救急	117件(844件)

※かつこ内は平成22年1月からの累計

「消したかな」
あなたを守る
合言葉



火災・救急・救助は119番 江田島消防つうしん

消防本部・消防署 ☎(40) 0119
能美出張所 ☎(45) 4739
災害テレホンガイド ☎(42) 3119

9月9日は救急の日
救急車の適正利用に
ご協力ください



救急車を適正に運用するためには、皆さんの理解と協力が必要です。「救急車をタクシー代わりに使う」「救急車でなければ早く診察してもらえない」などの理由で救急車を利用すると、1分1秒を争うような人への対応が遅れ、救える命が救えなくなってしまうことがあります。救急車を利用する前に、自家用車やタクシーの利用ができないか、もう一度考えてみてください。救える命を救いたいです。消防本部からのお願いです。もちろん、急に倒れたなど

急を要する場合は、ためらわず119番通報してください。

ご活用ください
消防・救急出前講座

消防本部では、市内に住・勤務・在学する5人以上の団体を対象に、消防・救急出前講座を無料で開講しています。この講座は、消防職員が講師として皆さんのところに訪問し、防火・防災、応急手当の方法などを広めることを目的としています。いろいろなメニューを準備していますので、ぜひ活用してください。受講を希望する団体は、

一般参加者も募集中 自衛消防隊 消防競技大会を開催



自主防災意識を高め、火災の予防、被害の軽減を目的として、自衛消防隊消防競技大会が開催されます。大会は実際の火災に近い形式で行われ、見学だけでも参考になります。ぜひご来場ください。

また、市民の部では一般の方の参加も受け付けています。参加を希望する場合は、予防課 ☎(40) 0353へご連絡ください。

日時 10月20日
午前9時30分～正午
場所 能美運動公園グラウンド
(能美町鹿川)

江田島消防署 ☎(40) 0119へご連絡ください。なお、詳しい講座内容や受講条件は、市ホームページをご覧ください。江田島消防署へお気軽にお問い合わせください。



というとき、訓練していなければ体は動きません。消防員も、市民の安全・安心を守るため、こうした現場に即座に対応できるよう救急講習を受講しています。

住宅用火災警報器は、条例で設置が義務付けられています。

「人権シリーズ」 みんな素敵なオンリーワン[®]

全国一斉に強化週間実施 ～高齢者・障害者の 人権あんしん相談～

法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、虐待や差別など、高齢者や障害者をめぐるさまざまな人権問題を積極的に把握し、問題解決のために援助する人権相談所を常時開設しています。

また、9月6日(月)から9月12日(日)までを全国一斉強化週間とし、同週間中は広島法務局と広島県人権擁護委員連合会でも相談時間を延長して電話相談に応じます。

電話番号 ☎082(228)5792
相談時間
9月6日(月)～10日(金)
…午前8時30分～午後7時
9月11日(土)・12日(日)
…午前10時～午後5時

岡市民生活課人権推進室 ☎(40) 2764

男女平等の理念は日本国憲法に明記されており、法律上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。しかし現実には、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことがさまざまな男女差別を生む原因となっています。また、夫やパートナーからの暴力、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力の問題

女性に関する人権課題

も、女性の人権に関する重大な問題の一つです。法務省の人権擁護機関では、このような女性をめぐる人権問題に関する相談に応じるため「女性の人権ホットライン」を開設し、啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

女性の人権ホットライン(全国共通)
☎0570(070)810
受付時間
平日午前8時30分～午後5時15分

年金だより

岡市民生活課市民生活係 ☎(40) 2764

任意加入制度 60歳以降も保険料を 納められます

国民年金の被保険者期間は20歳から満60歳までですが、次のような場合は、60歳以降でも保険料を納めることができます。任意加入制度があります。

- 60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合
- 納付済期間が40年より少なく老齢基礎年金を満額受給できない場合で、なおかつ厚生年金・共済年金に加入していない場合

任意加入制度は 原則口座振替で納付

任意加入制度を申し出たときは、月々の保険料を確実に円滑に納付いただくため、原則口座振替で納付させていただきます。また、次のような場合は現金で納付することもできます。

①預金口座を開設していない場合

②資格喪失までの期間の保険料を前納する場合(加入する年度内に納付月数が40年になる場合など)

③①、②に準ずる理由で口座振替によらない正当な理由があると認められる場合

任意加入の資格取得申出書を提出するときに、口座振替申出書か口座振替ができない旨の申出書をご提出ください。口振振替ができない旨の申出書は、任意の様式でかまいません。

手続き先
市役所本庁・支所
手続きに必要なもの
年金手帳・通帳と届出印

